

1 自社株の承継とは何を意味する？

自社株は経営権と財産権をもつ経営の根幹

社長を辞めるにさいして、自社株の譲渡は決して避けて通ることができない。なぜなら、オーナー社長にとっての自社株は、「経営権（支配的な立場で経営に参画することを目的とする権利）」かつ「財産権（経済的な利益を目的とする権利）」という、まさに経営の根幹に相当しているからだ。

まず、承継によって、あなたの後継者が経営権相当の自社株を手に入れた場合の経営的な意味合いだが、その瞬間から、後継者はオーナー経営者になる。オーナー経営者になるということは、経営支配により会社が「自分の会社」になるということだ。

こうなることのよい点は、ごく自然に、

「この会社は絶対に潰さない」

「何が起ころうとも絶対に逃げないで全責任を負う」

といった心がまえがより強いものになることである。

経営という重責と同時に自社株を引き継がせることで、今後、この重責を生きがいととらえてくれることを期待したい。「コマの芯棒」になる心がまえのある人物の存在なくして、資産も人財も資金もすべての面で不利な立場に立たされている中堅中小企業には、なかなか勝ち目がないといえるだろう。

自社株の本質は議決権を握ることにある

株式会社には必ず株主が存在する。会社の設立以来の株主もいれば、その後の増資や合併などにより株式を保有した株主もいる。そのときどきの株主は、それぞれの持ち株数に応じた一定の持ち分割合で会社を所有している。

そうした株主の権利としてもっとも代表的なものが「議決権」である。会社法によれ

ば、経営上の重要事項は株主総会の決議により決定される。

いいかえれば、社長がいかに重要な経営改革を行なおうとしても、多くの株主がそれに賛同してくれなければなにもできない。オーナー経営を進めるうえで、自社株の本質的な意味合いは、自社の経営支配の根拠となる議決権にほかならない。これが経営権の中核である。

株主総会の決議の種類には、大きく分けて、普通決議、特別決議、特殊決議、の三つがある。それぞれの重要事項の内容と決議要件は、次ページの表にまとめておいた。

株主総会の決議は、通常、過半数の賛成（普通決議）により行なわれるが、合併や解散などの重要事項については、三分の二以上の賛成（特別決議）による。さらに、全株式に譲渡制限を付けるような特殊な事項については半数以上の株主が参加し、なおかつ原則三分の二以上の賛成（特殊決議）により決定される。

したがって、社長が会社経営に関して大株主から異を唱えられた場合には、会社の経営はたいへん難しくなる。場合によっては、社長自身が取締役を解任されてしまう可能性もある。

このように、会社のさまざまな重要事項を決定する場面で、その議決権の数というもの

●—株主総会における議決権

種類	重要事項	決議要件
普通決議	●取締役、会計参与、監査役の選任 ●取締役、会計参与の解任 ●取締役、会計参与、監査役の報酬等の決定 ●剰余金の配当 ●株式の譲渡承認 ●計算書類の承認など	議決権の過半数を有する株主の出席、かつその議決権の過半数の賛成
特別決議	●監査役の解任 ●定款の変更 ●自己株式の特定株主からの有償取得 ●譲渡制限株式を取得した相続人等への売渡し請求 ●募集株式の募集事項の決定等 ●資本金の減少 ●組織変更、合併、会社分割、株式交換・移転 ●事業譲渡、解散など	議決権の過半数を有する株主の出席、かつその議決権の3分の2以上の賛成
特殊決議	●定款により非公開会社へ移行する場合 ●消滅会社等による合併契約等の承認など	議決権ある株主の半数以上の出席、かつその議決権の3分の2以上の賛成
	●配当や残余財産について不平等事項を定める定款変更	総株主の半数以上の出席、かつその議決権の4分の3以上の賛成
	●取締役、会計参与、監査役等の責任免除 ●株主総会招集手続の省略など	総株主の賛成

がたいへん重要な意味をもつことになる。

経営権をめぐる株主の権利

さて、この議決権をはじめとして、会社法上の経営権には具体的にどのようなものがあるか、以下に整理しておこう。

① 議決権

すでに述べたとおり、株主総会で会社の重要事項の決議に参画する権利である。株式がもつ、もつとも代表的な権利であり、後継者がしっかり確保しておかないと経営上の大きなリスクになる。議決権の過半数の賛成により定時株主総会の議題を決定できることから、**議決権の過半数を取得することが「最低限の経営権」ということになる。**

ところが、事業売却・会社の合併・解散などの重要議題を決定するには、議決権の三分の二以上の賛成が必要である。すなわち、**三分の二以上の自社株を取得することが、「ほぼ完全な経営権」ということになる。**

ちなみに、これを反対側から考えると、三分の一を超える自社株を取得すれば、勝手に事業売却などをさせないという意味で拒否権が生まれる。

② 帳簿閲覧請求権

帳簿閲覧請求権は、文字どおり、会社の会計帳簿などの閲覧を請求できる権利のこと
で、議決権または発行済株式総数の三パーセント以上を所有する株主が対象となる。

この場合は、請求する株主が同業他社で、会社の詳細について開示することが経営上望ましくないような場合を除いて、原則として拒否できない。かりにほとんど実害がなくても、帳簿閲覧請求権を行使されて細かなことまで調べられるのは、オーナー社長にとつてうれしいことではないだろう。

③ 株主代表訴訟

株主代表訴訟は、会社に損害を与えた取締役に対して賠償を求める訴訟を起こすことができる株主の権利のことだ。最近では、ダスキンが経営するミスタードーナツで無認可添加物入りの「肉まん」を販売していたという事件で、株主が当時の経営陣に損害賠償

を求めたところ、大阪高裁から役員らにその支払いを命じる判決が出された。非上場のオーナー会社であっても、株主代表訴訟のリスクはつねにある。したがって、社長は情報開示とコンプライアンス経営を推し進めていかなければならない。

④ 株主提案権

原則六カ月間、議決権の一パーセント以上または三〇〇個（通常は一株に一個の議決権）以上を保有する株主が、株主総会において議案を提出することができる権利のことである。最近では、阪神電鉄やサッポロホールディングスが株主提案を受けたことがマスコミで取り上げられた。会社にとって有益な提案を受ける場合もあるが、必ずしも社長や社員に心地よいものばかりとはかぎらない。

ところで、オーナー型の中堅中小企業において、社長一族がいかに大株主であったとしても、会社が発行する株式の数パーセント程度しかもたない少数株主がまったく存在しないとはかぎらない。会社法上、こうした少数株主にも、このようにさまざまな株主の権利が認められているため、よく理解しておく必要がある。

自社株の財産的価値を見落とさない

業績のよい会社の自社株には財産的価値がある。

まず、配当が期待できる。また、会社を清算したときに、残余財産の分配にあずかることができる。さらに、オーナー会社は非上場会社というケースが多いので取締役会の承認が必要になるが、売却してお金に換えることもできる。自社株を贈与すれば贈与税の対象となるし、株主に相続が発生すれば相続税の対象にもなる。

このように、自社株はまちがいになく財産権である。

ところで、少数株主であっても、会社法上、認められている財産権がある。これについてはつい見落としがちなので、以下に二つの具体例を掲げる。

①利益配当請求権

会社利益の分配である配当を受け取ることができる権利で、財産権の代表的なものの一つである。もちろん、必ず配当を出さなければならぬわけではなく、利益が出ていな

い場合や内部留保を優先する場合など経営判断で無配とすることもできるが、経営に無関心で配当期待だけをもっている株主が大勢いる会社では、社長にプレッシャーがかかる可能性がある。

② 株式買取請求権

会社が合併や事業譲渡を行なう場合、これに反対する株主は、株主総会の開催前に反対の意思を通知し、かつ株主総会で反対すれば、会社に株式の買い取り請求を行なうことができる。株式買取請求権は、多数決支配に対する少数株主の保護を目的とする当然の権利である。

しかし、中堅中小企業では、こうした法律上の買い取り請求ではなくても、兄弟間の争いや元役員とのトラブルなどといった経営上の争いから、結局は株式を買い取らざるをえないようなケースが結構多くある。

この場合、会社としてかなり大きな金銭的負担を抱えることになるし、社長の精神的な疲労は相当なものになる。答えは必ずしも一つではないので、外部の専門家などによく相談したほうがよいだろう。